

鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル 参加表明書等に関する質問についての回答

番号	該当箇所 ページ番号	質問内容	回答
1	実施要項 6 ページ	現場代理人及び監理技術者に関して下記の実績を有する技術者の配置を求められております。 過去 10 年以内（平成 26 年 4 月 1 日以降）に、完成及び引き渡しを完了した延べ床面 積 5,000 m²以上の国若しくは地方公共団体の学校又は平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添 2 による類型 7（教育施設）の第 1 類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型 3（運動施設）の第 1 類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の元請としての施工実績を有すること。なお、類型 8（専門的教育・研究施設）の第 1 類（大学、専門学校）又は第 2 類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の元請としての施工実績は類似施設として扱う。とございます。 近年の本社ビル、庁舎等は BCP 対応や環境配慮されており高度な技術が必要とされるため、本件の施設整備においても有効な実績になると考えます。よって類型 4（業務施設）の第Ⅱ類（銀行、本社ビル、庁舎等）も類似施設としてお認めいただけますでしょうか。	4. 参加資格要件(5)施工業務を担当する参加者の資格④A 現場代理人、B 監理技術者の施工実績に限り、類型 4（業務施設）の第Ⅱ類（銀行、本社ビル、庁舎等）を類似施設として認めるものとする。
2	実施要項 7 ページ	C：施工担当者について 施工担当者として、建築・電気設備・機械設備・土木の担当者を求められております。本事業は DB 方式となっており、施工着手まで期間を要します。 各担当者に求めている資格を有する施工担当者が施工業務を担当する企業に在籍していることを確認するためであり、各施工担当者が常駐する必要はないとの認識で問題ありませんでしょうか。	設計期間中は、各施工担当者の常駐は必要ない。 施工担当者ごとに該当する施工期間中は、常駐、非常駐を問わず、本事業が滞りなく推進されるように適切に配置を行うこと。

3	実施要項 1 ページ	2. 事業概要(6)提案上限価格の施工業務に係る提案額の上限について 6,753,257 千円(消費税等を含む)とありますが、放課後児童クラブ建設費、その他の事前調査後の対応費用は含んでいないと考えて宜しいでしょうか。	2. 事業概要(6)提案上限価格の施工業務に係る提案額の上限について 6,753,257 千円(消費税等を含む。)は、放課後児童クラブ建設費、電波障害対策工事費用、アスベスト撤去処分費用は含んでいない(電波障害対策調査業務費用、アスベスト含有事前調査及び設計業務費用は含む)。
4	実施要項 2 ページ	4. 参加資格要件(1)参加者の構成 ④F 『統括管理技術者』の配置時期、及び従事期間をご教示ください。また、当該従事期間において、非常駐と考えて宜しいでしょうか。	統括管理技術者の配置時期は契約締結から開始とし、従事期間は契約締結から本町に引渡し(令和9年12月31日まで)を行うまでとする。常駐、非常駐を問わず、本事業が滞りなく推進されるように適切に統括管理を行うこと。
5	実施要項 6 ページ	4. 参加資格要件(5)施工業務を担当する参加者の資格④ A 現場代理人 B 監理技術者の施工配置について、③過去10年以内(平成26年4月1日以降)に、完成及び引き渡しを完了した延べ床面積 5,000 m ² 以上の国若しくは地方公共団体の 学校 又は平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型7(教育施設)の第1類(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)、類型3(運動施設)の第1類(体育館、武道館、スポーツジム)の建築物の元請としての施工実績を有することとありますが、平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型4(事務所等)の第2類(銀行、本社ビル、庁舎等)の方がより複雑な設計が必要となります。こちらの建築物用途も同様の実績として考えても宜しいでしょうか。	回答1のとおり。
6		本工事における『契約書(案)』を頂けないでしょうか。 また、貴町と事業者のリスク分担表のご提示をお願いします。	契約書(案)は現在作成中であるため、準備ができ次第、町ホームページの本件募集ページに掲載する。リスク分担表については、本事業の契約協議段階で提示予定。
7	実施要項 6 ページ	監理技術者の配置について、仮設校舎の建設及び現校舎の解体工事時は、本体(校舎棟)工事時に配置予定の監理技術者とは別の者を配置して宜しいでしょうか。	配置してよい。 その場合、4. 参加資格要件(5)施工業務を担当する参加者の資格④施工業務に関して配置する技術者は、各工事段階(仮設校舎の建設及び現校舎の解体工事段階と、本体(校舎棟)工事段階)に分けて記載して提出すること。

8	実施要項 7 ページ	施工担当者の電気設備、機械設備、土木においては、担当工事の期間のみの配置として宜しいでしょうか。	回答 2 のとおり。
9	要求水準書 3 ページ	放課後児童クラブの施工業務は、交付金事務の関係上、交付金の内示後に別途契約する。となっておりますが、放課後児童クラブの工事費については提案上限額には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	回答 3 のとおり。
10	1 次審査評価要領 1 ページ	評価項目ごとの評価採点基準における参加者の財務状況ですが、共同企業体で参加する場合、代表企業の財務状況での評価と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
11	要求水準書 12 ページ	『ZEB Ready 以上の性能を有すること』とありますが、校舎のみ満足すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 ただし校舎と校舎以外の用途とを一体の建屋で計画する場合、建屋一体として ZEB Ready（BELS の認証取得）以上の性能を満足すること。
12	実施要項 4 ページ	設計業務を担当する参加者の資格の③で建築設計主任技術者及びコスト管理主任技術者については、協力会社を加えることができない。という記載がありますが、その内、コスト管理主任技術者は、共同企業体内（施工会社側）での配置も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
13	1 次審査評価要領 3 ページ 実施要項 13 ページ	利益剰余金について 1 次審査評価要領 3P では配点（評価点）が「5 点」と記載されていますが、実施要項 13P では「10 点」と記載されています。どちらが正でしょうか。	利益剰余金の配点（評価点）は「10 点」が正しい。
14	様式 2 - 1	参加資格登録番号とは指名願の受付番号でしょうか。	競争入札参加資格審査申請書を提出している場合は、その受付番号を記載すること。